

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を  
使用する課税期間用〕

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38①)。

以下の①～⑩欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	

		事業の区分ごとの計算				
		( )	( )	( )	合計	
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	①	円	円	円	
	通常の事業を行う連続する10営業日	②	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	③	円	円	円	
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み)	④				
	軽減売上割合 (④/③)(※1)	⑤	[ % ] ※端数切捨て	[ % ] ※端数切捨て	[ % ] ※端数切捨て	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①×④/③×100/108)(※1)	⑥	円	円	円	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①-④/③)×100/110(※1)	⑦				
(※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、軽減売上割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、②～④欄は記載せず、⑤欄に50と記載し、⑥及び⑦欄の金額の計算において、「④/③」を「50/100」として計算する。						

税可課 率能税 ごな資 と事産 業のの に譲 区お渡 分け渡 がる等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※2)	⑧				円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)(※3)	⑨				

(※2) ⑧欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

(※3) ⑨欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

全課 事税 業資 産の の譲 お渡 け渡 る等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧)	⑩				円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計+⑨)	⑪				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑥及び⑦欄の合計額を記載する。